

【移動経路の評価のポイント：問1】

問1を評価するにあたっては、以下の手順を進めます。

**1：高低差がない、またはスロープが設置されている
又は自由に乗降できるエレベーターが設置されている。**

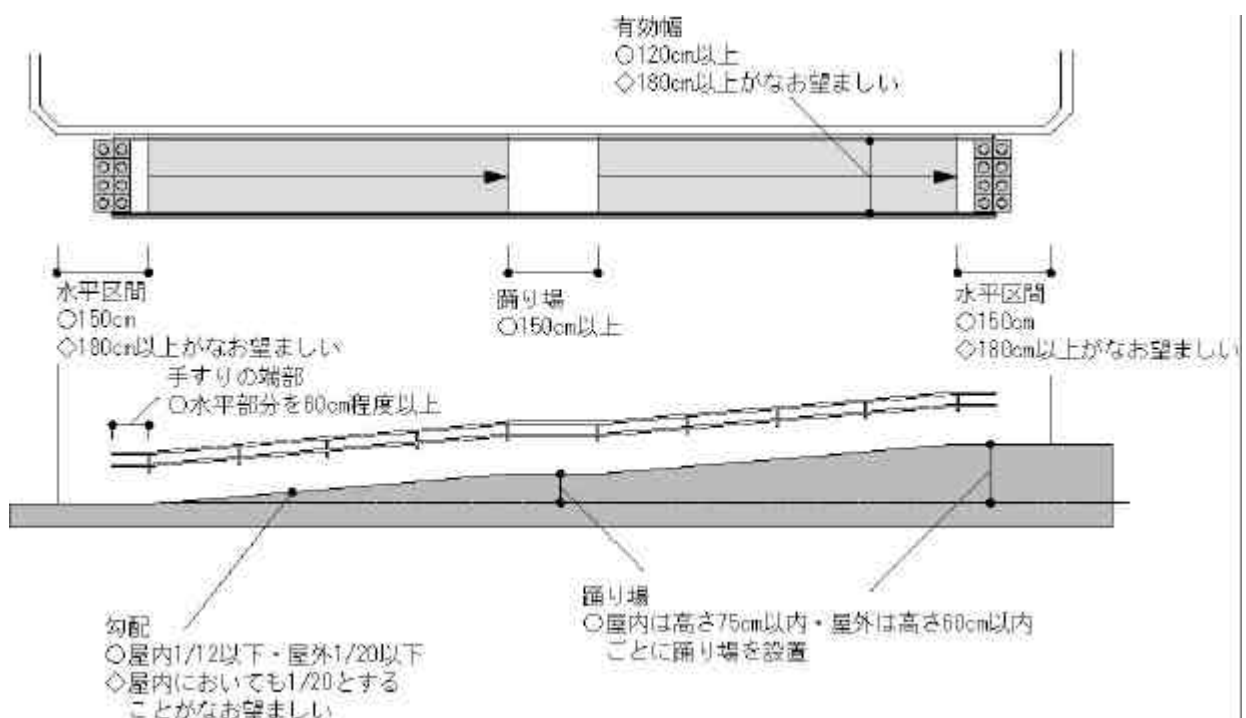
- ・移動経路上に車いす使用者の通過に支障となる高低差がない場合や、高低差がある場合でも傾斜路が設置されており、手動車いす使用者の多くが自力で移動できる場合に該当します。
- ・上記又は、移動経路上に鉄道の営業時間内に自由に利用できるエレベーターが設置されている場合が該当します

高低差がない場合の目安

- ・経路が平ら
- ・小規模な段差（2cm程度）があるが、手動車いす使用者の多くが乗り越えることができる

傾斜路の目安

- ・勾配が1/12以下（約4.8度、約8.3%）
（スロープ勾配簡易測定器を傾斜路の路面にあて、胤糸が緑色または青色の領域または境界線上に位置しているときは基準を満たしています）
- ・幅員が120cm以上（両手を広げて両方の手首までの距離より広い）
- ・高さ75cm以内ごとに水平区間（水平区間の高さが腰骨あたり）

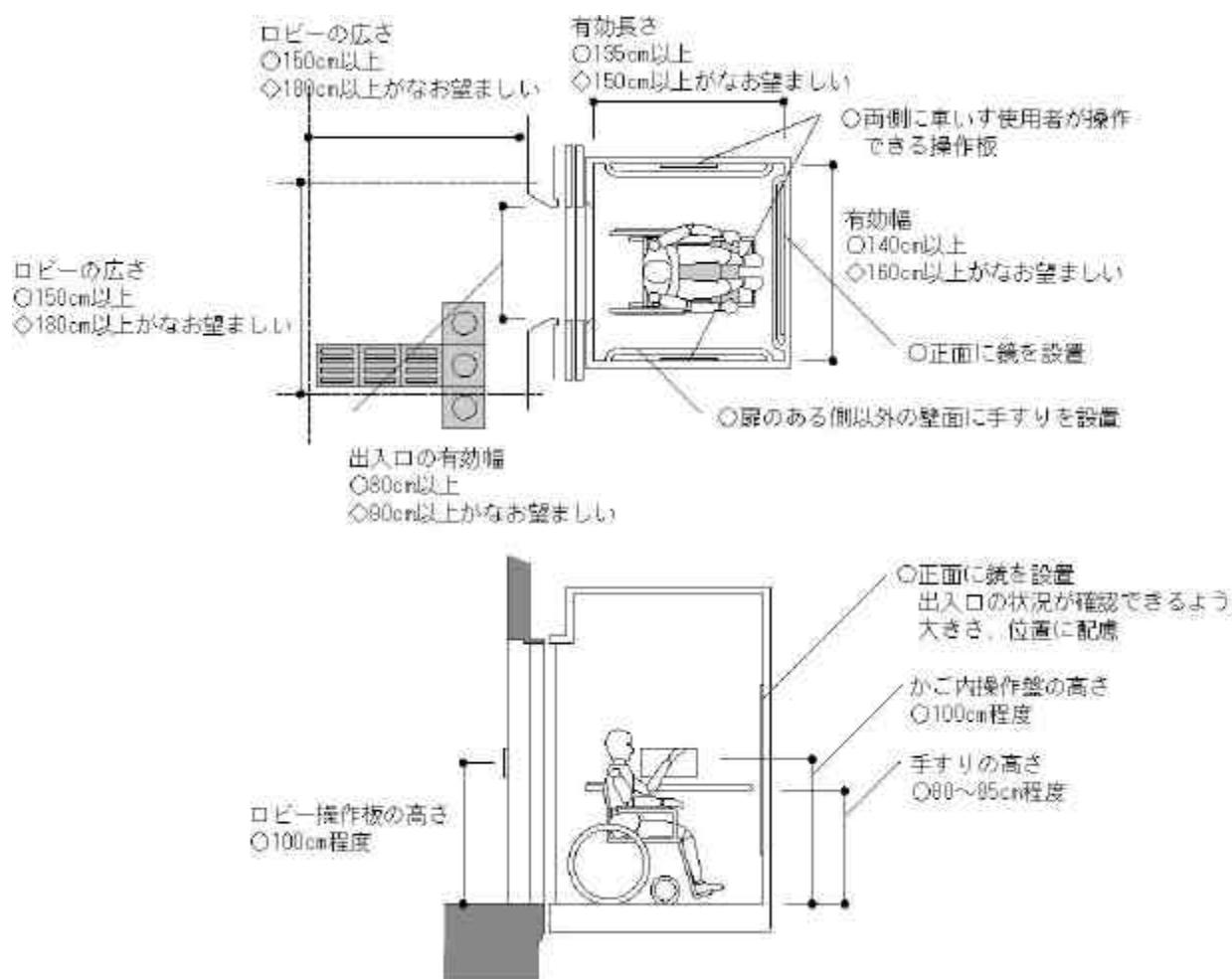


該当するエレベーターの目安

- ・ 駅構内に設置され、営業時間内に自由に利用できるもの
- ・ 駅ビルなどのエレベーターでも鉄道の営業時間内に自由に利用できる場合

エレベーターの大きさの目安

- ・ かがり内の定員票が11人乗り以上であること。
2方向型（入口と出口が反対側についている場合）は車いすが入る幅員があれば該当する。
- ・ かがりの左右などに車いす使用者用の操作盤（通常はかがりの左右）が100cm程度（腰骨よりやや上）に設置されている場合



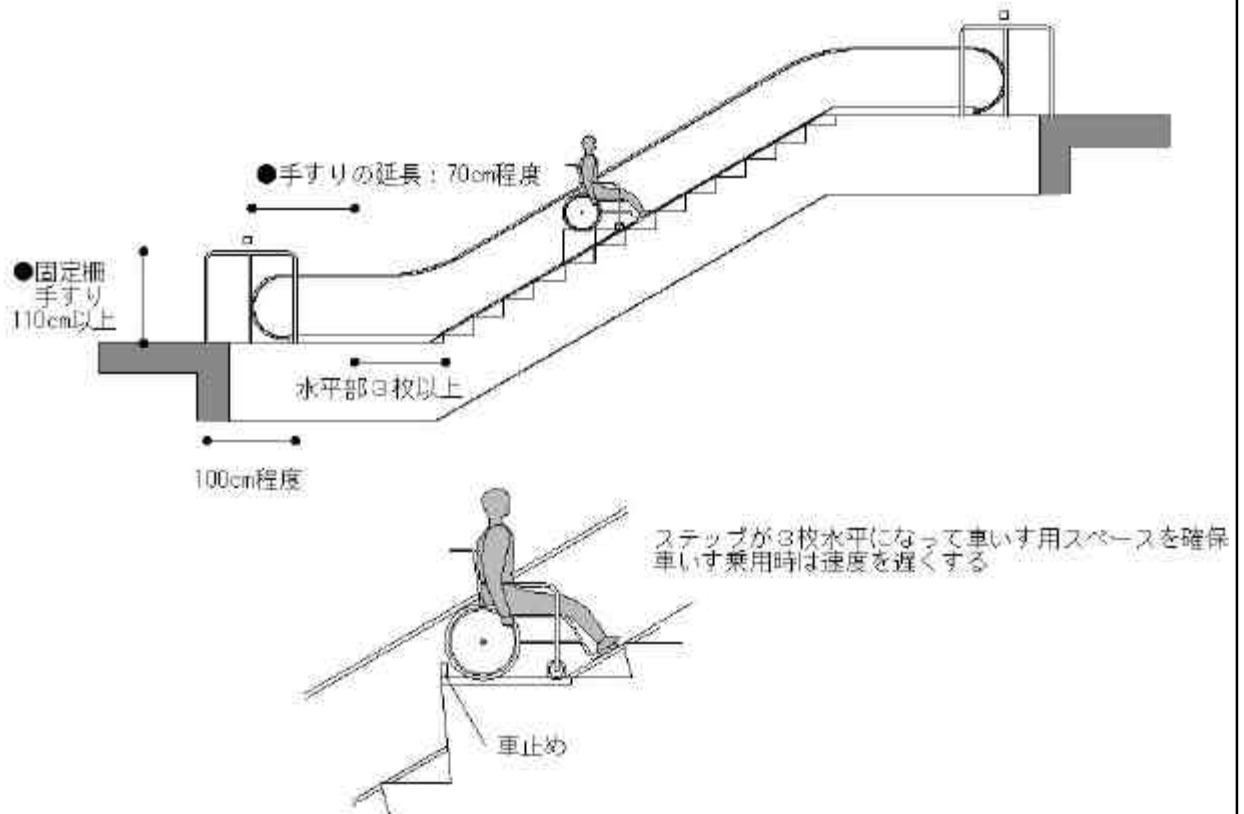
2：高低差があるが車いす対応エスカレーターがある。

- ・車いすが乗車できるステップのあるエスカレーターが設置されている場合に該当します。

該当する車いす対応エスカレーターの目安

- ・車止めがついていること
- ・電動車いすの重量に対応している（駅員に電動車いすでの利用が可能かどうかを尋ねる）
- ・乗降口に呼び出し用インターフォンがある

（車いす使用者がわざわざ駅係員のところまで行かなくても利用できるよう、操作を行う駅係員に連絡がとれる設備が設置されているかどうか確認する）



3：高低差があり、誰でも利用できるエレベーター、車いす対応エスカレーターはないが、専用のエレベーターまたは階段昇降機がある。一般エスカレーターはある。

4：高低差があり、誰でも利用できるエレベーター、車いす対応エスカレーターはないが、専用のエレベーターまたは階段昇降機がある。一般エスカレーターがない。

- ・利用の際に駅係員に申し出る必要があるなどのエレベーターや階段昇降機がある場合に該当します。

該当するエレベーターの目安

- ・駅ビルなどのエレベーターで利用時間に制限がある場合
- ・駅構内のエレベーターではあるが、利用にあたって駅係員に申し出る必要がある場合

該当する階段昇降機の例

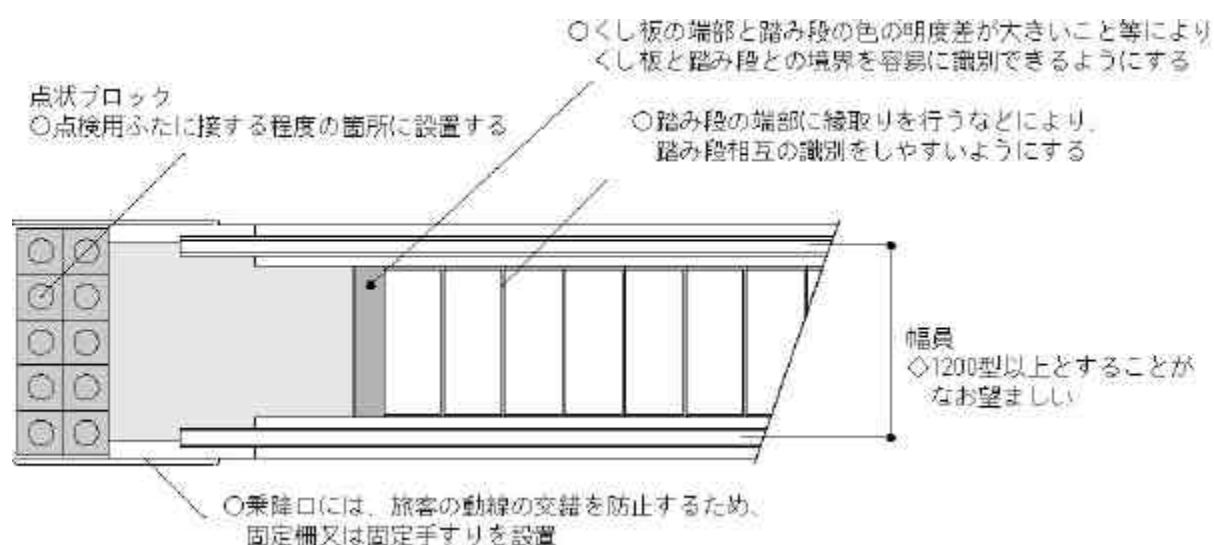
- ・階段の脇などに設置され、駅係員の操作により、箱型で車椅子が乗車できる箱型の階段昇降機がある場合（例：エスカルなど）
- ・キャタピラタイプの昇降機は除きます。

5：高低差があるが一般のエスカレーターのみがある。

- ・車いすが乗車できるステップがない一般のエスカレーターの場合に該当します。

該当する一般エスカレーターの目安

- ・乗降口のステップの水平区間が3枚以上となる場合
- ・くし板やステップ端部が色分けされている場合

**6：高低差があるが、エレベーター、エスカレーター等がなく、階段のみである。**

- ・30cmを超える高低差（階段の場合で2段以上）があり、エレベーターやエスカレーターを設置しているルートがない場合に該当します。

【移動経路の評価のポイント：問2】

1：階段は手すりが設置され踏面端が色分けされている

・階段には、利用しやすい手すりが設置され、高齢者や弱視者が識別しやすいよう、路面端が色分けされている場合に該当します。

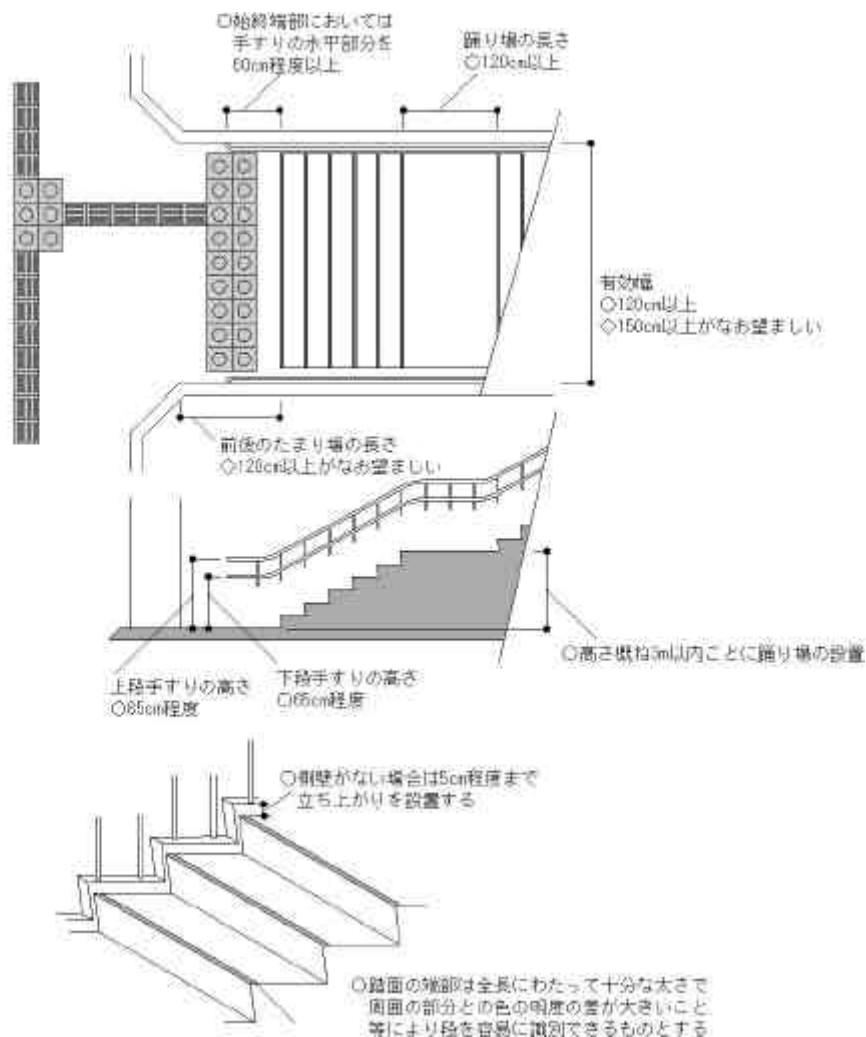
高低差がなく、階段の設置されていない駅は「1」と評価してください。

該当する手すりの目安

- ・階段の両側に設置されていること
- ・2段手すりであり、上段が85cm程度、下段が65cm程度であること

該当する階段端の色分け

- ・階段の端全体にわたって黄色など踏面とはことなる色で区別されていること
- ・階段の端の一部が黄色など踏面とはことなる色で区別されていること



【移動経路の評価のポイント：問3】

1：線状ブロックが連続して敷設され、曲がり角、交差点、階段・エレベーター・エスカレーターの手前、ホーム端に点状ブロックが敷設されている

- ・各出入口と各改札、各ホームを結ぶ経路に線状ブロックが連続して敷設されており、下記の箇所に点状ブロックが敷設されている場合に該当します。

該当する点状ブロックの敷設箇所の目安

- ・曲がり角（90度以上の曲がり角）
- ・分岐部・交差点（線状ブロックの経路が分岐している箇所、交差している箇所）
- ・階段の始末端部から約30cm程度の箇所
- ・エレベーターの乗り場ボタンの手前約30cm
- ・エスカレーターの昇降口の点検蓋に接する程度の箇所
- ・ホーム端から80cm程度に連続して設置
- ・階段からの線状ブロックがホーム端の点状ブロックに突き当たる箇所二重に設置

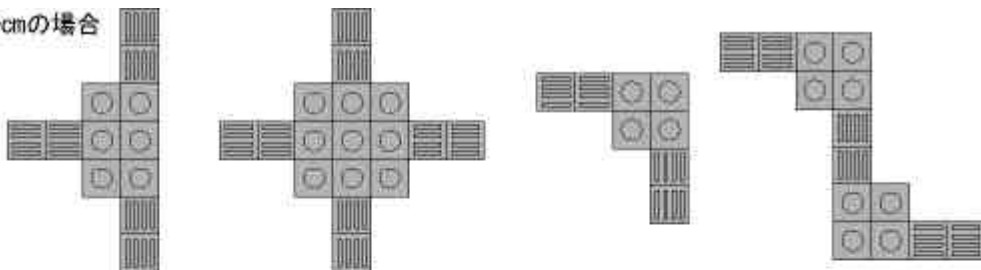
2：線状ブロックが連続して敷設されているが、点状ブロックが上記箇所の内不足している部分がある

- ・上記の点状ブロックを設置する個所が1箇所でも不足している場合に該当します。

3：線状ブロックが途切れている箇所がある

- ・各出入口と各改札、各ホームを結ぶ経路に敷設する線状ブロックが1箇所でも途切れている場合に該当します。

30cm×30cmの場合



40cm×40cmの場合

